

令和3年4月9日施行

令和4年4月8日改訂

協会情報媒体への広告掲載ガイドライン

本ガイドラインは、公益社団法人東京ビルメンテナンス協会が発行及び管理する情報媒体への広告掲載に関して定めたものである。申込者は必ず本ガイドラインを確認し、申込を行うこととする。

1 掲載媒体と掲載場所

(1) 広報誌「ネットワーク東京」(協会ホームページ上でも掲載)

場所：表2(裏表紙)、表3(表紙裏)、表4(裏表紙)、表2対向、表3対向、前付

(2) 協会ホームページバナー広告

場所：トップページのバナー広告掲載欄

(3) 協会発行書籍等

場所：書籍等を発行する所管委員会が定めた欄

2 掲載規格

(1) 広報誌「ネットワーク東京」

A4サイズ(カラー)で1ページ

(2) 協会ホームページバナー広告(下表参照)

位 置	本協会 HP 内「広告バナー一覧」の欄
規 格	サイズ縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル GIF 形式 (アニメ不可) 100 キロバイト以下
リンク先	原則各企業・団体等 HP 申し出に応じ、製品・サービス等紹介 HP でも可
画 像	「6 注意事項」に反しない限り自由 製品・サービス紹介等可

(3) 協会発行書籍等

書籍等を発行する所管委員会が定めた規格

3 掲載料金と掲載期間

(1) 広報誌「ネットワーク東京」(下表参照)

(単価は月額、税込み)(単位 円)

回数 掲載場所	会員		一般	
	年6回まで	年7回以上	年6回まで	年7回以上
表2(表紙裏)	88,000	77,000	110,000	88,000
表3(裏表紙裏)	77,000	71,500	88,000	77,000
表4(裏表紙)	110,000	88,000	132,000	110,000
表2対向	71,500	60,500	77,000	71,500
表3対向	55,000	49,500	60,500	55,000
前付	55,000	49,500	60,500	55,000

(2) 協会ホームページバナー広告

協会会員 2,750 円/月、非会員 5,500 円/月 (いずれも消費税込)

(3) 協会発行書籍等

書籍等を発行する所管委員会が定めた金額

(4) 掲載期間

3 (1) (2) は月を単位とし、最長でも当該年度末を限度とする。(次年度も引き続き掲載を希望する場合でも改めての申込が必要) 3 (3) は、1 回ごととする。

(5) 請求書

月末締めにて請求書を送付し、翌月末日までを振込の期日とする。

4 掲載申込

(1) 広報誌「ネットワーク東京」

所定用紙と広告画像データを提出

画像データは PDF またはイラストレーター (編集ソフト) で編集可能な形式

(2) 協会ホームページバナー広告

所定用紙とバナー画像データを提出

(3) 協会発行書籍等

書籍等を発行する所管委員会が定めた申込用紙と掲載画像データを提出

5 注意事項

広告内容は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) ビルメンテナンス業と明らかに関連性のないもの
- (2) 広告主名等が明記されていないもの
- (3) 虚偽または内容が不明確なもの
- (4) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (5) 個人や団体の意見に関するもの
- (6) 個人情報に関する取扱いが不適切であると認められるもの
- (7) 肖像権、著作権の侵害を引き起こすおそれのあるもの
- (8) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (9) 企業間における過度な価格競争を誘因するおそれのあるもの
- (10) その他、協会方針との関係で広報委員会として適切でないと思われるもの

6 掲載審査

(1) 審査方法

広告内容は広報委員会で審査し、掲載の可否について判断する。なお、掲載をお断りした場合には広告料の請求は行わない。

掲載開始希望日までに広報委員会の開催が無い場合、広報委員長と事務局による協議のもと、掲載の可否を判断し、その後広報委員会にて結果を報告する。

(2) 掲載要件を満たさない広告への対応

広告内容が明らかに「5 注意事項」に抵触している場合、広報委員会による審査を行うことなく、事務局にて掲載をお断りすることができる。なお、その後広報委員会にて掲載をお断りした経緯について報告する。

7 その他

(1) 広告掲載履行不可の場合の取り扱い

協会側の事情により契約通りの広告掲載が行われなかった場合については、未掲載期間分の掲載料金は請求しない。また、事前に支払いをしている場合には当該期間分の掲載料金について、後日返金する。

(2) 掲載期間途中での掲載内容の変更

変更後の画像データに問題がない場合、申込書の再提出は不要とする。

附則

このガイドラインは、令和3年4月9日から施行する。

附則

このガイドラインは、令和4年4月8日から施行する。